

医療法人録三会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1. 《女性活躍推進法》

ハラスメント研修会を年1回以上開催する。

《対策》

- 令和7年4月～ 経営コンサルタントによるeラーニングを導入している。
ハラスメント制度に関する動画内容の打ち合わせを実施。
- 令和8年度3月 研修動画を閲覧するよう管理者・一般職員へ周知。

目標2. 《次世代法・女性活躍推進法》

計画期間内に育児休業の取得を次の水準以上にする。
男性社員・・・20%以上にする。
女性社員・・・90%以上の維持

《対策》

- 令和7年4月～ 対象職員を把握した場合は、制度の周知。
- 令和8年度3月 経営会議より部署責任者へ、男性育児休業の取得推進を促す。

目標3. 《次世代法・女性活躍推進法》

職員の1月あたりの平均残業時間を20時間以内とする。

《対策》

- 令和7年4月～ 部署ごとの時間外をデータ化し、上司に報告する。
部署ごとの残業時間削減に向けて業務を改善する。
- 令和8年度 院内掲示板や説明会による職員への所定外労働の制限に関する制度の周知。